

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年8月5日

長崎県知事 平田 研

1 一般競争入札に付する事項

長崎県公用車任意保険契約

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1) 保険業法（平成7年法律第105号）の規定に基づき、内閣総理大臣の免許を受けた者であること。
- (2) 長崎県内に本店又は支店等を有し、当該支店等に常勤の従業員を雇用していること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 総資産
 - イ 当期利益
 - ウ ソルベンシーマージン比率
 - エ 格付
 - オ 収支状況
 - カ 国内取引保険料（自動車保険）
 - キ 県内取引保険料（自動車保険）
 - ク 県内事故処理要員数
 - ケ 県内事故処理拠点数・配置
 - コ 3の資格

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和8年8月13日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
- (2) 申請書の入手方法
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

ウ 個人にあつては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 資産等調書（様式第3号）

キ 委任状（様式第4号）

ク 印鑑届（様式第5号）

ケ 3の(1)及び(2)を証明する書類

※キについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。

※イからオまでは原本又は写しとし、参加資格申請日から3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-895-2187

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。